

みどり市個別予防接種補助金交付要綱

平成 20 年 8 月 26 日
告示第 175 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 5 条第 1 項の規定により実施する個別予防接種(以下「予防接種」という。)を受ける者又はその保護者に対し、個別予防接種補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(平 23 告示 192・平 25 告示 26・平 25 告示 133・令 8 告示 31・一部改正)

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が補助することにつき特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 予防接種等を受けた日において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)第 3 条第 1 項の表の上欄に掲げる疾病の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める予防接種の対象者であること。
- (3) 補助金を受けようとする予防接種等を受けた際に当該予防接種等に要する費用を自己負担していること。

(平 25 告示 26・全部改正、令 8 告示 31・一部改正)

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、予防接種等ごとに、市長が別に定めて告示する。ただし、予防接種等に係る医療機関への支払額が当該告示の額に満たないときは、当該支払額を補助金の額とする。

(平 25 告示 26・全部改正、平 26 告示 37・平 26 告示 104・令 6 告示 112・令 7 告示 22・令 8 告示 31・一部改正)

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、みどり市個別予防接種補助金交付申請書(様式第 1 号)により予防接種等に係る費用として医療機関に支払った費用を証明する書類及び予防接種予診票、母子健康手帳の写しその他の予防接種等を受けたことを証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(平 23 告示 192・平 25 告示 26・平 26 告示 37・一部改正)

(補助金の交付申請期間)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、予防接種等を受けた日の属する月の会計年度の期間内に補助金の交付申請をしなければならない。ただし、その会計年度内に申請を行わなかった場合で、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、同日から 1 年以内に申請を行うことができる。

(平 25 告示 26・一部改正)

(補助金の交付)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定により提出された書類を確認し、適正であると認められるときは、みどり市個別予防接種補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知し、補助金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 20 年 8 月 26 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間における別表の規定の適用については、同表高齢者肺炎球菌の項中「65 歳の者」とあるのは、「平成 31 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者、同年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳若しくは 100 歳となる者」とする。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における別表の規定の適用については、同表高齢者肺炎球菌の項中「65 歳の者」とあるのは、「65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳若しくは 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

(令元告示 10・一部改正)

附 則(平成 21 年 3 月 27 日告示第 56 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 24 日告示第 172 号)

この告示は、平成 22 年 8 月 24 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 14 日告示第 256 号)

この告示は、平成 22 年 12 月 14 日から施行し、改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定は、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 9 月 2 日告示第 192 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 9 月 2 日から施行し、改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同年 5 月 20 日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、適用日以後に行う予防接種から適用し、適用日以前に行われた予防接種に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 8 月 6 日告示第 133 号)

この告示は、平成 24 年 8 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 2 日告示第 155 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 10 月 2 日から施行し、改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定は、同年 9 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の適用の日以前に行われた予防接種に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 11 日告示第 23 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定による四種混合に係る補助金の交付については、平成24年11月1日以後に受けた四種混合の予防接種から適用する。

附 則(平成25年8月29日告示第133号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年8月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日以降に行われた予防接種から適用する。

附 則(平成26年3月31日告示第37号)

この告示は、平成26年3月31日から施行する。

附 則(平成26年10月1日告示第104号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成27年3月31日までの間における改正後の別表の規定の適用については、同表水痘の項中「生後36箇月」とあるのは「生後60箇月」と、同表高齢者肺炎球菌の項中「65歳の者」とあるのは、「平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」とする。

- 3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表高齢者肺炎球菌の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附 則(平成28年9月29日告示第133号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月11日告示第10号)

この告示は、令和元年6月11日から施行する。

附 則(令和3年4月19日告示第76号)

この告示は、令和3年4月19日から施行する。

附 則(令和6年5月16日告示第75号)

この告示は、令和6年5月17日から施行し、改正後の別表、別紙1及び様式第2号の規定は、同日以降に交付を決定する個別予防接種補助金から適用する。

附 則(令和6年8月28日告示第112号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月26日告示第22号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、

70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳若しくは 100 歳以上となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

- 3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間における別表の規定の適用については、同表带状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)の項中「65 歳の者」とあるのは、「65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳若しくは 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附 則(令和 8 年 3 月 25 日告示第 31 号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第2号(第5条関係)
(令6告示75・一部改正)

健第 号
年 月 日

申請者 様

みどり市長 ㊟

みどり市個別予防接種補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市個別予防接種補助金について、みどり市個別予防接種補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定金額.....円